

つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 216号 2010.12.12 発行 社会政策研究所

障害者平均賃金、福井は全国1位 月額1万6621円

福井新聞 2010年12月11日

授産施設などで働く障害者の平均賃金について、2009年度の実態調査がまとまり、福井県は月額1万6621円で全国トップとなった。

全国平均は1万2695円。大阪府が最も低く8931円だった。

06年の障害者自立支援法施行を受け、厚生労働省が毎年調査している。授産施設や就労継続支援A、B型事業所、福祉工場など全国6218事業所を調査し、このうち厚生労働省が「工賃倍増計画」の対象としている就労継続支援B型事業所と授産施設の平均賃金をまとめた。県内では41事業所が対象となった。

本県は07年度が1万4570円（全国9位）、08年度は1万6187円（同2位）だった。県障害福祉課は「自主製品の開発や生産効率の向上など、各事業所が地道に取り組んできた成果が実を結んできた。今後も障害者の経済的自立に向けて支援していきたい」としている。

西川知事のマニフェスト「福井新元気宣言」では、就労移行支援事業所も含めた障害者の賃金の目標を「10年度末に平均月額3万円」と掲げた。県内37の就労移行支援事業所も含め平均賃金を算出すると、09年度は月額2万2200円となっている。

障害者の芸術・文化祭開幕

読売新聞 2010年12月11日



リズムにのって阿波おどりを披露する障害者ら（アスティとくしまで）

「第10回全国障害者芸術・文化祭とくしま大会」（厚生労働省など主催、読売新聞徳島支局など後援）が10日、徳島市のアスティとくしまで開幕した。障害者の芸術、文化活動を通じ、社会参加しやすい社会について考える催しで、中四国での開催は初。12日まで。

会場では、全国の障害者が応募した絵画や書道、藍染めなど約750点が紹介され、授産製品の展示販売コーナーもある。

開幕を祝って、県立国府支援学校の和太鼓部が演奏を披露し、徳島市の人形座「平成座」と人形浄瑠璃を学んでいる子どもたちが、副音声と手話も付けた「バリアフリー阿波人形浄瑠璃」の「寿式三番叟(さんばそう)」を共演。障害者の阿波おどり披露もあり、会場の約1500人から大きな拍手が送られた。

11日には県出身で全盲の歌手兼ピアニストの北田康広さんのコンサート、12日には一般向けの発達障害についてのシンポジウム、歌手・川嶋あいさんのライブもある。問い合わせは実行委事務局（088・621・2248）。

東京に学ぶスポーツ行政 障害者と一般、担当一本化

読売新聞 2010年12月12日

「2010大阪府障害者スポーツミーティング」が11日、大阪市東住吉区の市長居障害者スポーツセンターで開かれた。スポーツ団体や行政の関係者ら約100人が参加、障害者と一般のスポーツ担当部署を一体化させた東京都の取り組みについての講演に耳を傾けた。

ミーティングは、障害者と一般のスポーツ団体の関係者らがスポーツ振興について考え、連携を深める場にしようとして、市障害者福祉・スポーツ協会が毎年実施している。この日は、7月に発足した東京都スポーツ振興局の笠井謙一局長が「地域スポーツの発展とスポーツ施策」と題して講演した。

笠井局長は、10月に都内であったスポーツイベントで、障害者スポーツの体験コーナーなどを初めて設け、多くの人が興味を持ったことや、中長期的な視野に立った障害者スポーツの振興計画を設ける考えがあることなど、新たな動きを紹介した。また、招致を目指した五輪についても言及し、「オリンピックとパラリンピックは一つのものとしてやっていくという思いだった」などと強調した。

参加者は熱心に話に聞き入り、「新しい部局を作る原動力となったのは何か」などと質問していた。講演の後、立食パーティーがあり、参加者たちは意見交換して交流を深めていた。

相続税の基礎控除4割減・最高税率55%に 政府税調案

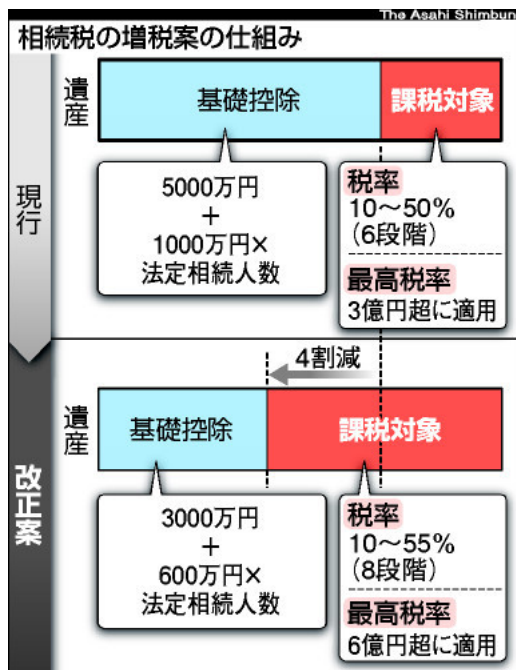
朝日新聞 2010年12月12日

政府税制調査会は10日、来年度税制改正に盛り込む相続税の増税案を固めた。遺産から差し引くことができる基礎控除の金額を4割減らして課税対象額を増やすほか、最高税率も50%から55%に引き上げる。相続税の納税者は年間約4.8万人から7万人程度に増加。年間1兆3千億円の相続税収は2千億~3千億円程度増える見通しだ。

相続税はバブル景気で地価が高騰した1980年代後半から、税負担を緩和しようと減税が繰り返されてきた。今回、「格差是正」の観点から資産家や高所得者により多くの税負担を求める方針に転換する。1958年度に現行の仕組みになって以来、相続税の本格増税は初めてとなる。

相続税は土地や現金など相続財産から、基礎控除となる「5千万円+1千万円×法定相続人数」の合計額を差し引き、それに税率をかけて計算している。例えば、夫が亡くなり、法定相続人が妻と子ども2人の計3人の場合、基礎控除額は8千万円。相続遺産が1億円あると、控除額を差し引いた2千万円が課税対象になる。

これに対して、来年度から実施する増税案では、基礎控除額を4割減らし、「3千万円+600万円×人数」にする。同じ例で考えると、控除額は4800万円になり、課税対象は5200万円に増える。これに税率をかけた相続税額は、現行の仕組みなら100万円なのだが、315万円に増える計算だ。



最高税率も見直す。現行は1人あたりの受け取り相当額が3億円を超えた場合に50%の税率がかかるが、新たに6億円を超える遺産に55%の税率を設ける。税率の区分は、現行の6段階から8段階に増やす方針だ。

相続増税の代わりに、生前に次世代に財産を渡す「生前贈与」の優遇措置を拡大。これまでは20歳以上の子どもが対象だったが、これに孫を加える。子どもや孫へ生前贈与する場合は、配偶者よりも贈与税の負担を減らす仕組みに改め、世代間の資産の移転を促す。

政府税調はこのほかの税制改正についても方針を大筋決定。所得税では、会社員の年収から一定額を差し引くことができる給与所得控除について、年収1500万円まで頭打ちとし、控除額の上限を245万円とする。23～69歳の扶養親族にかかる成年扶養控除は、世帯主の年収が約568万円を超える場合は対象外とする。ただ、扶養親族が障害者や要介護者や介護する人、学生などは控除を適用する。

温室効果ガスの削減対策などに活用する地球温暖化対策税（環境税）は、来年10月から導入する。石油石炭税に上乗せする形で、初年度は400億円規模とし、段階的に2400億円に増やす方針。環境省は、ガソリンや電気代などに置き換えた負担増を、1世帯あたり年1200円程度と試算している。（伊藤裕香子）

たまには太陽の子・手をつなく、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行